

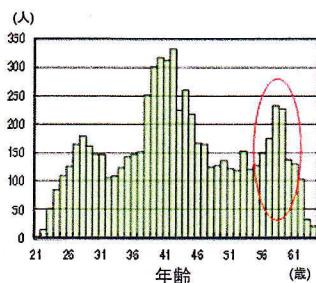
●航空法の一部を改正する法律（平成23年法律第50号）

国際民間航空条約附属書の改正等に対応し、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上及び航空会社の国際競争力の強化を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、航空身体検査証明の有効期間の適正化及び特定操縦技能の審査制度の創設等の所要の措置を講ずる。

背景

団塊世代の操縦者の大量退職、羽田・成田空港等の発着能力の増強、機材小型化による多頻度運航等に適確に対応するため、**操縦者の安定的な確保が喫緊の課題**

団塊世代の操縦者の大量退職



空港の発着能力増強

【羽田空港】

【現行】37.1万回/年 → **44.7万回/年に拡大**

【成田空港】

【現行】22万回/年 → **30万回/年に拡大**

機材小型化多頻度運航

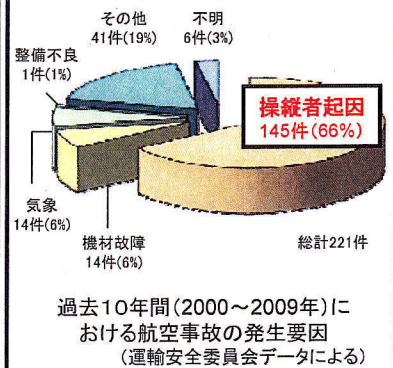


航空身体検査証明の有効期間について、**国際標準との整合を図り、外国航空会社との対等な競争条件の整備等が必要**

(例)エアライン機の機長の有効期間

日本	6月
国際標準	1年(60歳未満) 6月(60歳以上)

航空事故の大半は操縦者に起因



※ 諸外国においては、飛行前の一定期間内における操縦技能の審査を義務付けるなどの操縦者の技量維持制度を既に整備

法律の概要

「准定期運送用操縦士」の資格の創設

国際民間航空条約附属書に創設された操縦士資格である「准定期運送用操縦士」を導入し、2人操縦機(エアライン機)の操縦に関する訓練を重点的に実施することにより、安全性の更なる向上を図りつつ、エアライン機の副操縦士を効率的に養成し、操縦者の安定的な確保を図る。

航空身体検査証明の有効期間の適正化

航空身体検査証明の有効期間について、国際標準を踏まえ年齢等に応じて設定し、60歳未満のエアライン機の機長について延長(6月→1年)するとともに、疾病リスクの高い年齢層等に対しては重点的に検査することとし、航空会社の負担軽減に寄与しつつ、航空の安全を確保する。

特定操縦技能の審査制度の創設

操縦者の適切な技量維持を図り、操縦者に起因する航空事故等を防止するため、操縦士資格取得後も、操縦に関する知識及び能力のうち、離着陸時の操縦や非常時の操作等の特定操縦技能が維持されていることの審査を、飛行前の一定期間内に受けることを義務付ける。